

利用者向け（一部事業者向け）Q&A

	Q	A
1	本事業の見守り対象となる「医療的ケア児者」とは、どういうケアが必要な人ですか？	医師の指示のもと看護師によって行う必要がある医行為（ケア）が継続的に求められる方です。 （ケアの例） 人工呼吸器の管理、気管切開部分の衛生管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、吸引、ネブライザーの管理、経管栄養、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、血糖測定、透析、導尿、排便管理（ストーマ、適便、洗腸、浣腸）痙攣時の坐剤挿入など
2	本事業の見守り対象となる「医療的ケア児者」に、年齢の制限はありますか？	年齢の制限はありません。
3	利用契約の有効期間はいつまでになりますか？	神戸市から通知した「利用期間」内になります。
4	1日の利用時間に上限はありますか？	1日の利用時間の上限は設けていません。 ただし、実際にどのくらいの時間まで利用可能かは、利用する登録事業者へご相談ください。 なお、早朝や深夜であっても1時間あたりの単価は同じです。
5	利用時間の管理は誰が行いますか？ （利用者が複数の事業所を利用する場合はどうなりますか？）	利用時間の管理は、それぞれの登録事業者が行います。 事業者は、各利用者につき、他の事業所の利用状況についても必ず確認して下さい。 利用者は、複数の事業所を利用している場合、各事業者に対し、利用している全ての事業所の情報（事業所名・連絡先等）を伝えて下さい。
6	利用可能時間数が余った場合、次年度への繰越はできますか？	利用可能時間数が余った場合でも、次年度への繰越はできません。
7	利用者負担額（800円／時間）は誰に支払うのですか？	利用者負担額（800円／時間）は、利用した訪問看護事業者へ直接支払ってください。
8	医療保険で利用していない事業所であっても、登録事業所であれば、レスパイト支援で利用（契約）することは可能ですか？	可能です。 ただし、医師による当該事業所への有効な指示書に沿って医療的ケアを含む見守りを提供する必要があります。
9	利用するための手続きにどのくらいの期間がかかりますか？	（前提） レスパイト支援のサービスを利用するには、以下の手続きを完了している必要があります。 ①サービス提供を予定している訪問看護事業者が、神戸市への「事業者登録」（委託契約まで）を完了していること ②利用予定者が、上記①の手続きが完了した事業者を経由して、利用申請書類を神戸市へ提出し、「利用決定」を受けていること （目安） ○上記①の手続きは、神戸市が、登録申請書類を受理してから、早くても2週間程度かかります。 ※事業者（法人）側で、書類作成、委託契約の要件確認等に期間を要する場合があります。 ○上記②の手続きは、神戸市が、利用申書類を受理してから概ね1週間で審査を完了し、利用決定通知書を当該事業者へ送付しています。
10	利用申請の際に添付する「訪問看護指示書（写し）」は、このレスパイト支援事業専用 to 取得が必要ですか？	原則、不要です。 ただし、レスパイト支援（見守り）の提供にあたり、医療保険の訪問看護指示書とは別に医師の指示が必要なケースが想定される場合は、別途取得してください。

	Q	A
11	訪問看護指示書が発行される前の時点で利用申請できますか。	できません。利用申請時に訪問看護指示書（写し）が必要です。
12	医療保険の訪問看護の利用を辞めた場合に、レスパイト支援の利用を継続することはできますか？	できません。
13	利用申請の更新手続きは必要ですか？	年度ごとに利用申請を行い、利用決定を受ける必要があります。 （各年度の利用期間は、原則３月末まで） ※訪問看護事業者の事業者登録手続きも年度ごとに必要です。
14	現在利用している訪問看護事業所が、レスパイト支援事業の事業者登録をしていない場合、どうしたらよいですか？	利用している訪問看護事業者に、神戸市への事業者登録（手続き）をしてもらえるかご相談ください。
15	複数の訪問看護ステーションを利用したい場合、利用申請書類はそれぞれの事業者へ提出が必要ですか？	複数の登録事業所を利用する場合でも、神戸市への利用申請（書類の提出）は、同一年度内であれば、原則１回で構いません。 あらかじめそれぞれの事業者へ「事業者登録」が完了していることを確認のうえ、利用契約を締結してください。
16	医療保険制度で利用している訪問看護事業所を変更した場合、必要な手続きはありますか？	手続きは特に必要ありません。 変更した事業所からレスパイト支援を受けようとする場合、神戸市への「事業者登録」が完了しているか確認してください。
17	神戸市外に引っ越したり、医療的ケアが必要なくなったりした場合、どうすればよいですか？	市外への転出等で、利用要件に当てはまらなくなった場合は、すみやかに神戸市（福祉局障害者支援課）へ連絡してください。
18	１日に１時間ずつ、２回に分けて利用することは可能ですか？	可能です。
19	医療保険の訪問看護を行わない日に（単独で）レスパイト支援を行うことは可能ですか？	可能です。
20	医療保険の訪問看護を行う日に、レスパイト支援を行うことは可能ですか？	可能です。 ただし、同一時間帯にサービス提供することは、原則、認められません。 医療保険の訪問看護を行っている時間帯に、（別の看護師が）見守りを提供しないと、家族のレスパイト支援を達成できない個別事情がある場合は、あらかじめ神戸市へ相談してください。
21	別々の登録事業者が、同じ医療的ケア児者に対し、同日にレスパイト支援を行うことは可能ですか？	可能です。 ただし、同一時間帯にサービス提供することは、原則、認められません。 別々の登録事業者が、同一時間帯に見守りを提供しないと、家族のレスパイト支援を達成できない個別事情がある場合は、あらかじめ神戸市へ相談してください。
22	他の事業所が、同じ医療的ケア児者に対し、医療保険で訪問看護行う日に、レスパイト支援を行うことは可能ですか？	可能です。 ただし、同一時間帯にサービス提供することは、原則、認められません。 他の事業所が医療保険で訪問看護行っている時間帯に、見守りを提供しないと、家族のレスパイト支援を達成できない個別事情がある場合は、あらかじめ神戸市へ相談してください。

	Q	A
23	障害福祉サービスと同時にレスパイト支援を行うことは可能ですか？	原則、認められません。 ただし、障害福祉サービスが提供されている時間帯に見守りを提供しないと、家族のレスパイト支援を達成できない場合は、あらかじめ神戸市へ相談してください。
24	通学に利用することはできますか？	状況によって（学校等、関係機関の了承を得たうえで）サービス提供することができます。 例）普段、家族が登下校の送迎を行っている児童・生徒で、家族が対応できない日の看護師の付き添い等
25	医療的ケア児者とその家族が揃って外出する場合に、付き添ってレスパイト支援を提供することは可能ですか？	可能です。 （付き添うことで家族のレスパイト支援になる場合）
26	医療保険の訪問看護とレスパイト支援事業は、どちらが優先ですか？	目的で判断してください。 （家族のレスパイト支援を目的とする場合、レスパイト支援事業を優先いただいて差し支えありません。）
27	入院中もレスパイト支援を利用することはできますか？	入院中の利用は想定していませんが、状況に応じて判断しております。予めご相談ください。
28	医療的ケア児者1人に対し、看護師2人で対応した場合、2倍の時間を利用したことになりますか？	本事業は、医療的ケア児者1人に対し、看護師1人でのサービス提供（見守り）を想定しているため、仮に看護師2人でサービス提供した場合でも、原則、実際の利用時間で算定してください。 看護師2人以上で見守りを提供しないと、家族のレスパイト支援を達成できない個別事情がある場合は、あらかじめ神戸市へ相談してください。
29	医療保険の訪問看護の後に（連続して）レスパイト支援を提供する場合、どの時間からレスパイト支援の対象となりますか？ （ex「長時間訪問看護加算」の対象となる児童の場合等）	医療保険の訪問看護の後に（連続して）レスパイト支援を利用する場合、医療保険の訪問看護の時間とレスパイト支援の時間が、理論上重複とならないよう、算定して下さい。 （ex診療報酬で「長時間訪問看護加算」を算定する場合、医療保険の訪問看護が1時間30分を超えた時間から本事業の対象として算定可能です。）
30	利用者負担額（800円／時間）は、医療費助成制度（こども医療、重度障害者医療等）の適用により減額が受けられますか？	利用者負担額（800円／時間）は、医療費助成制度（こども医療、重度障害者医療等）の対象にならないため、減額されません。
31	利用者負担額は、医療費控除の対象となりますか？	治療を目的としていませんので、原則対象となりません。 ただし、見守り中に行った医療的ケアの内容等によっては、対象となる場合がありますので、必要に応じて税務署等にご相談ください。

事業者向けQ & A

	Q	A
1	事業者登録申請に添付する「職員配置一覧」とは、どのようなものを出せばよいですか？	申請時点の事業所の代表者（管理者）とレスパイトサービスを提供する（可能性のある）看護師の一覧があれば結構です。
2	事業者登録申請に添付する「指定通知書（写し）」は最初に指定を受けたときのものでよいですか？	申請時点で、「指定期間内」であることがわかる書類※が必要です。 ※「みなし指定」となっている場合は、介護保険の指定（更新）通知（写し）でもかまいません。
3	事業者の登録申請は、最初に行なっておけば年度が変わっても継続して有効ですか？	毎年度、手続き（事業者登録申請・委託契約）が必要です。
4	事業所の廃止等によって、レスパイト支援をやめるときはどうすればよいですか？	事業所の廃止等によって、本事業の事業者の要件に該当しなくなった場合は、すみやかに神戸市（福祉局障害者支援課）へ連絡してください。
5	サービス提供（見守り）を行う者は看護師に限りますか？	原則、看護師に限ります。 （訪問看護指示書に基づき、医療的ケアを行う資格がある方であれば、対象にできる場合があります。）
6	管理者（看護師）がレスパイト支援を提供することは可能ですか？	可能です。 本事業の目的（家族のレスパイト支援）に対し、事業者側の体制・安全性の確保等を加味してサービス提供可能かを総合的に判断してください。
7	見守りの途中で看護師が交代することは可能ですか？	可能です。
8	訪問看護（医療保険）の営業時間外、休業日にレスパイト支援を行うことは可能ですか？	可能です。
9	当初予定していた時間を超えて（延長して）サービスを提供した場合、利用時間数やサービス費用の請求はどうなりますか？	実際の利用時間で算定（請求）可能です。 なお、算定するサービス提供時間数は、「実績報告書」にて利用者の確認が必要です。
10	医療的ケア児者の外出先でサービスを提供する場合、サービス提供時間の開始・終了のタイミングはどのように考えればよいですか？	移動中や家族等が同じ空間にいる時間でも、実際に見守っている状況があり、家族等のレスパイト支援になっているのであれば算定可能です。 なお、算定にあたっては、利用者に確認・相談のうえ、了承を得てください。
11	利用者都合で中止となった場合、予定していた分の費用を神戸市へ請求できますか？	請求できません。 （費用の金額は、実際の見守り時間で算定してください。） なお、キャンセルポリシー等に関しては、予め利用者に丁寧に説明し、書面（利用契約書等）での確認・取決めを行ってください。
12	1 家庭に複数人の医療的ケア児者がおり、1 人の看護師が同時間に複数人 の見守りを行った場合、サービス費用の請求はどうなりますか？	見守り対象の医療的ケア児者の人数に応じて、サービス提供時間の算定が可能です。 （例えば、2 人の医療的ケア児者の見守りを行った場合、2 人分のサービス費用の請求が可能です。）
13	交通費やキャンセル料は、利用者に請求可能ですか？	可能です。 予め利用者に丁寧に説明し、書面（利用契約書等）での確認・取決めを行ってください。

	Q	A
14	サービス提供を中止する場合の条件（悪天候やスタッフの体調不良等）を設定することは可能ですか？	可能です。 予め利用者に丁寧に説明し、書面（利用契約書等）での確認・取決めを行ってください。
15	「見守り」に関して、利用者から、医療的ケア以外の対応（入浴介助等）を相談された場合、お断りすることは可能ですか？	可能です。 本事業の目的（家族のレスパイト支援）に対し、事業者側の体制・安全性の確保等を加味してサービス提供可能かを総合的に判断してください。また利用者への説明は丁寧に行ってください。
16	利用契約に際し、サービス提供できない日・曜日や時間帯は事業者が決めて良いですか？	かまいません。 本事業の目的（家族のレスパイト支援）に対し、事業者側の体制・安全性の確保等を加味してサービス提供可能かを総合的に判断してください。また利用者への説明は丁寧に行ってください。
17	「自宅のみサービス提供可能」としても良いですか？	かまいません。 本事業の目的（家族のレスパイト支援）に対し、事業者側の体制・安全性の確保等を加味してサービス提供可能かを総合的に判断してください。また利用者への説明は丁寧に行ってください。
18	利用者負担額について領収書の発行は必要ですか？	必要です。
19	費用の振込先口座の名義に指定はありますか？	委託契約の締結者（＝法人）の名義である必要があります。
20	「請求書」は複数人分をまとめて請求して良いですか？	「請求書」は事業所ごと・サービス提供月ごとに複数人分をまとめて請求してください。
21	サービス費用の請求について締切（サービス提供月の翌月15日）に間に合わなかった場合、どうなりますか？	原則、締切に間に合うように請求書類の提出をしてください。 ※締切に間に合わなかった場合、翌月分の支払いと同じタイミングになることがあります。 ※年度が変わった場合、締切に間に合わないと、お支払い自体ができないこともあります。
22	複数の登録事業所を運営している法人の場合でも、請求は事業所ごとに必要ですか？	請求は事業所ごとに行ってください。
23	レスパイト支援中に事故が発生した場合、訪問看護（医療保険）の保険を使って、損害賠償できますか？	事前に参加している賠償保険の対象となるか、保険会社に確認をしてください。 ※事業者の責による損害に対し、適切に保証ができる体制があることを登録事業者の要件にしています。
24	サービス費用（1時間あたり8,000円）や利用者負担額（800円）は税込みの金額ですか？それとも非課税ですか？	消費税及び地方消費税を含む金額です。